

よりん彩記念日フォーラム補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、よりん彩記念日フォーラム補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、よりん彩記念日フォーラム実行委員会（以下「実行委員会」という）が、自ら企画し開催するよりん彩記念日フォーラム事業に対して鳥取県男女共同参画センター（以下「センター」という）が支援することにより、男女共同参画に関する理解者の裾野拡大と県民への普及啓発促進を目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、第1欄に掲げる県民有志によるよりん彩記念日フォーラム実行委員会に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額から県補助金以外の収入額（以下「その他の収入額」という。）を差し引いた額以下とし、限度額は別表の第2欄に掲げる金額とする。
 - 3 鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、事業実施の14日前までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号、第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号、様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

- 第5条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から起算して14日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更)

- 第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。
- (1) 本補助金の増額についての変更
 - (2) 補助事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更
- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

- 第7条 規則第17条第1項の規定による報告は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日までに行わなければならない。
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、

それぞれ様式第4号及び様式第5号によるものとする。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるものの他、本補助金の交付について必要な事項は、センター所長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

1 事業実施主体	2 限度額	3 補助対象経費
よりん彩記念日フォーラム 実行委員会	15万円	補助事業を実施するために必要と県が認める経費 (講師謝金・講師旅費・会場借上料・託児費用等) なお、団体等の運営に係る経常的な経費、人件費、 団体等構成員に対する個人給付的な経費等、交付対 象として不相当と認められる経費は対象としない。